



発行 東京都

目次

39

規則

○東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則………（都市整備局市街地建築部調整課）…

規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年四月六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十二号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「申請書等」を「計画書等」に改め、同条中「知事」を「知事」に改め、「提出する」の下に「計画書、通知書、」を加え、「当該申請」を「当該計画通知、申請」に改める。

第四条中「法第三十条第一項」を「法第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）」、法第十二条

第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「計画変更適合性判定」という。）」、法第三十条第一項に、「及び法第三十六条第一項」を、「法第三十六条第一項」に改め、「基準適合認定申請」という。）の下に「及び規則第十一条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になることの証明（以下「軽微変更証明」という。）」を、「あつては」の下に「、適合性判定、計画変更適合性判定」を加え、「及び基準適合認定申請」を、「基準適合認定申請又は軽微変更証明」に改める。

第五条の見出し中「認定申請」を「適合性判定等」に改め、同条中「認定を必要」を「適合性判定、計画変更適合性判定、認定（変更の認定を含む。）又は軽微変更証明（以下この条において「適合性判定等」という。）を必要」に、「所管行政庁の認定」を「所管行政庁の適合性判定等」に改める。

第六条に見出しとして「（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による事前審査）」を付する。

第七条の見出し中「認定申請書」を「計画書等」に改め、同条第三項中「別表三の部の款（一）の項」を「別表三の部の款（一）の項」に、「二の款（一）の項」を「四の款（一）の項」に、「第一項第一号イ」を「第二項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一条第三項」を「第二十三条第三項」に、「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に、「別記第一号様式」を「別記第一号様式の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第一条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、手数料額計算書（別記第一号様式（適合性判定の場合に限る。）又は別記第一号様式の二（計画変更適合性判定の場合に限る。））とする。

第八条第一項中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第一号口中「第十八条第十八項に規定する」を「第十八条第十八項の」に改め、「検査済証」の下に「（以下この号において「検査済証」という。）」を加え、同号ハ中「第三条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、「建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第

十八條第十八項に規定する」を削り、同号二中「建築基準法第七條第五項、第七條の二第五項又は第十八條第十八項に規定する」を削り、同條第二項中「第七條第三項」を「第三十條第三項」に、「第一條第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同條第三項中「別表三の部三の款(一)の項」を「別表三の部五の款(一)の項」に改める。

第十二條中「の規定で」を「において」に改める。

第十四條第一項中「に、規則別記様式第二」を「に、規則別記様式第三十四」に、「は、規則別記様式第二」を「は、同様式」に、「別記様式第四」を「別記様式第三十六」に改める。

第十五條中「それぞれ」を削り、「掲げる書面」を「定める書面」に改める。

第十六條の見出し中「基準適合認定建築物」を「特定建築物等」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

建築主等は、法第十七條第一項又は第二十一條第一項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書(別記第十一号様式(二))により知事に報告するものとする。

第十八條の次に次の二條を加える。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明)

第十九條 軽微変更証明の対象となる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築物の用途の変更

二 適合性判定又は計画変更適合性判定においてモデル建物法(手数料条例別表三の部一の項に規定するモデル建物法をいう。)を用いる場合のモデル建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)第一條第一項第一号口の一次エネルギー消費量モデル建築物及び同省令第十條第一号イ(2)の年間熱負荷モデル建築物をいう。)の変更

三 適合性判定又は計画変更適合性判定に用いる評価方法の変更

2 前項に規定する軽微な変更の場合において、軽微変更証明を受けようとする

る者は、手数料額計算書(別記第十五号様式)並びに軽微変更該当証明申請書(別記第十六号様式)の正本及び副本に、それぞれ規則第一條第一項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書(変更に係る部分に限る。)その他知事が必要と認める図書(次項において「添付図書」という。)を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る計画の変更が第一項に規定する軽微な変更と認めるときは、軽微変更該当証明書(別記第十七号様式)に、前項の軽微変更該当証明申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明)

第二十條 規則第二十九條の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が規則第二十六條の軽微な変更と該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書(別記第十八号様式)の正本及び副本に、それぞれ規則第二十三條第一項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書(変更に係る部分に限る。)その他知事が必要と認める図書(次項において「添付図書」という。)を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る計画の変更が前項に規定する軽微な変更と該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書(別記第十九号様式)に、前項の軽微変更該当証明申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

附則第二項中「前において、」の下に「法附則第六條による改正前の」を加える。

別記第一号様式中

別表三の一の(一)の(1)	別表三の一の(二)の(1)
別表三の一の(一)の(2)のイ	別表三の一の(二)の(2)のイ

を

別表 三の一の(一)の(2)のロの(イ)	別表 三の一の(一)のロの(イ)	別表 三の一の(二)の(2)のロの(イ)
円(a)	円(a)	円(A)
別表 三の一の(一)の(2)のロの(ロ)	別表 三の一の(一)の(2)のロの(ロ)	別表 三の一の(二)の(2)のロの(ロ)
円(b)	円(b)	円(B)

別表 三の三の(一)の(1)	別表 三の三の(二)の(1)
円	円
別表 三の三の(一)の(2)のイ	別表 三の三の(二)の(2)のイ
円	円
別表 三の三の(一)の(2)のロの(イ)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(イ)
円(a)	円(A)
別表 三の三の(一)の(2)のロの(ロ)	別表 三の三の(二)の(2)のロの(ロ)
円(b)	円(B)

に改め、同様式を別記第一号様式の三

とし、別記第一号様式及び別記第一号様式の二として次の二様式を加える。

第1号様式 (第7条関係)

適合性判定

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

1 計画の種類別 新築 増築又は改築 (用途 工場等のみ 工場等以外の場合以外)

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等 (該当するにレを記入)

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する <input type="checkbox"/> にレを記入)	非住宅部分の用途	
	工場等のみの場合	工場等以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合 対象床面積	別表 三の一の(一) m ²	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合 対象床面積	別表 三の一の(一) m ²	別表 三の一の(二) 円

手数料額 _____ 円

(注意) 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
(日本工業規格A列4番)

第1号様式の2（第7条関係）

計画変更適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 計画の種別
 - 新築
 - （該当する□にレを記入）
 - （用途） 工場等のみ 工場等以外の場合以外
 - 増築又は改築
 - （用途） 工場等のみ 工場等以外の場合以外
- 2 計画の評価方法
 - （該当する□にレを記入）
 - モデル建物法 標準入力法等
- 3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）	非住宅部分の用途	
	工場等のみの場合	工場等以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合 対象床面積	別表 三の二の（一） ㎡	別表 三の二の（二） ㎡
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合 対象床面積	別表 三の二の（一） ㎡	別表 三の二の（二） ㎡

手数料額 円

（注意） 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

（日本工業規格A列4番）

別記第三号様式

別表 三の二の（一）の（1） 円	別表 三の二の（一）の（2）のイ 円	別表 三の二の（一）の（2）のロ 円（a'）	別表 三の二の（一）の（2）のハ 円（b'）
別表 三の二の（二）の（1） 円	別表 三の二の（二）の（2）のイ 円	別表 三の二の（二）の（2）のロ 円（a'）	別表 三の二の（二）の（2）のハ 円（b'）

別記第三号様式

別表 三の四の（一）の（1） 円	別表 三の四の（一）の（2）のイ 円	別表 三の四の（一）の（2）のロ 円（a'）	別表 三の四の（一）の（2）のハ 円（b'）
別表 三の四の（二）の（1） 円	別表 三の四の（二）の（2）のイ 円	別表 三の四の（二）の（2）のロ 円（a'）	別表 三の四の（二）の（2）のハ 円（b'）

別表 三の三の（一）の（1） 円	別表 三の三の（一）の（2）のイ 円（a''）	別表 三の三の（二）の（1） 円	別表 三の三の（二）の（2）のイ 円（A''）
---------------------	----------------------------	---------------------	----------------------------

別記第三号様式

円

別表 三の二の(一)の(2)のロ 円 (b ²)	別表 三の二の(二)の(2)のロ 円 (B ²)
---	---

別表 三の五の(一)の(1) 円	別表 三の五の(二)の(1) 円
別表 三の五の(一)の(2)のイ 円 (a ²)	別表 三の五の(二)の(2)のイ 円 (A ²)
別表 三の五の(一)の(2)のロ 円 (b ²)	別表 三の五の(二)の(2)のロ 円 (B ²)

に始まる。

別記第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第 1 号様式の 2 (第 1 6 条関係)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

東京都知事 殿

建築物等の住所又は
主たる事務所の所在地
建築物等の氏名又は名称 ㊟

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関し、東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 16 条第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 報告に係る建築物の位置
- 2 報告内容

(注意)

- 1 建築主等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築主等の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合に
おいては、押印を省略することができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第十二号様式中「第16条の1」を「第16条第2項の1」に改める。
別記第十四号様式の次に次の五様式を加える。

第15号様式（第19条関係）

軽微変更証明

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明）

1 計画の種類別

（該当する□にレを記入）

新築

(用途) 工場等のみ 工場等の場合以外)

増築又は改築

(用途) 工場等のみ 工場等の場合以外)

2 計画の評価方法

（該当する□にレを記入）

モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 (計画の該当する□にレを記入)	非住宅部分の用途	
	工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合 対象床面積	別表 三の六の(一) m ²	別表 三の六の(二) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合 対象床面積	別表 三の六の(一) m ²	別表 三の六の(二) 円

手数料額 _____ 円

(注意) 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

(日本工業規格A列4番)

第16号様式 (第19条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
第11条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 計画を変更する直前の適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	証明番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

- (注意)
- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（変更に係る部分に限る。）並びに同規則別記様式第1の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
 - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第17号様式 (第19条関係)

第 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
第11条の規定による軽微変更該当証明書

様

東京都知事

印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

(日本工業規格A列4番)

第18号様式（第20条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
第29条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、
下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第26条の軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記
載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 計画を変更する直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書交付者

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	証明番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号
担当印	担当印

- (注意)
- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第23条第1
項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る直前の建築物エネ
ルギー消費性能向上計画の認定に要した図書（変更に係る部分に限る。）並びに同規則別記
様式第33の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
 - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、
押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

第19号様式（第20条関係）

第 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
第29条の規定による軽微変更該当証明書

様

東京都知事

印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物
のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更
に該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 証明に係る建築物の位置
- 3 証明に係る建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

(日本工業規格A列4番)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則別記第一号様式から第三号様式まで及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001